

岡本韋庵『女訓新書』翻刻・訳注

有馬 卓也

『女訓新書』は、岡本韋庵の直筆写本であり、筆写年代は不明である。また「巻一 女徳上」と冒頭に記すが、本冊以外にこれに類する写本（女徳下・巻二など）は見当たらない。漢字片仮名交じり文で書かれており、文体は漢文書き下し体と和文体が混在している。『小学新編』（内外兵事新聞局、明治一五年）の敬和篇と一部重複することから、両書の関係が興味深い。本書の執筆年代を知る手掛かりがないので、その点は今後の課題である。タイトルに「女訓」を冠する書として明治七年出版の高田義甫の『女警必読 女訓』（協力舎蔵版）があるが、形式的にも内容的にも本冊との関係は薄い。詳細は今後検討する。

本冊は前半の箴言部三四条（①〜）と後半の実例部一七条（①〜）よりなる。特徴として箴言部に中国古典からの引用が全く見られない点、実例部が日本と中国の用例のみから構成されている点などを挙げるができる。

なお、岡本韋庵が女性及び女子教育にも目配りしていたことは既に拙稿「岡本韋庵『国史紀要』『義勇芳軌』について」（徳島大学国語

国文学 25, 2022）、及び「明治初期の教育と海外知識―岡本韋庵を中心に―」（『講座 近代日本と漢学（第五巻）』所収、戎光祥出版、2019）において論じた。合わせて参照されたい。

【凡例】

- 一、原本は徳島県立図書館蔵（岡本韋庵先生蔵書及著作目録 1―3. 159 (258)）。和紙三三枚、和綴本。245mm×170mm。
- 一、本文は漢字・片仮名交じり文で墨筆され、朱による修正が入っている。本稿では朱筆訂正後のものを翻刻した。
- 一、明らかに誤りである表記は、修正して注記した。
- 一、旧字・俗字は新字に改めた。
- 一、難読字には必要に応じてルビを施した。
- 一、岡本自身がルビを施している場合は注記した。
- 一、適宜、注釈・語釈を施した。
- 一、天皇・皇帝については在位年を（ ）内に記した。
- 一、年号については西暦を（ ）内に記した。

【訳注】

女訓新書 卷之一

女徳上

(1) 婦人の徳は愛敬をもて第一とす。幼稚の時より父母に順聴するの道を教へ、家に在り父母を孝養し、兄弟の親を厚くするは、徒に父母兄弟のためのみならず。即ち其身のために安樂の境界を求むることとなるを知らしむべし。又古今孝子の行状などを談じて、心に記憶せしめ、或は図画もて丁寧^{ていねい}に教へ諭し、早く其心に入りて主となるやうに導くべし〔①〕。

① 『教学聖旨』の「小学条目一」の「仁義忠孝の心は人皆之有り、然れども其幼少の始に、其脳髓に感覺せしめて培養するに非れば、他の物事已に耳に入り、先入主となる時は、後奈何とも為す可からず、故に当世小学校にて絵図の設けあるに準じ、古今の忠臣義士孝子節婦の画像写真を掲げ、幼年生入校の始に先づ此画像を示し、其行事の概略を論説し、忠孝の大義を第一に脳髓に感覺せしめん事を要す」を踏まえるか。

(2) 男女は相待て生ずる〔①〕ものなれば、固より貴賤の差別あることなしといへども、剛柔の質を異にし、女子は柔質なるがため、温和婉順もて操守の第一とし、浮躁軽忽なるべからず。又その質は柔なりといへども、心思縝密〔②〕に、志気専一にして、耐忍の力あるがため、学問・習字・算数および其他の工芸に於て、毫も男子に劣るべきものに非ず。ただ速大の氣象に乏しきがため、上達するに至りて男子に及ばざるなり。

① 原文は「生ひする」に作るが「生ずる」に改めた。

② 慎み深いこと。

(3) 女子の徳を貞と曰ひ、信と曰ふ。貞とは心意端正にして、久しく論はらざるを謂ひ、信とは表裏純一にして詐偽なきを謂ふ。夫婦の道は偕老とて、一たび結婚する已上は、万々に止むことを得ざるに非ざれば、死に至るまで悞離〔②〕すべからざるものゆえ、貞・信の二徳を第一とするなり。女子は先づ此徳ありて後に芸学を講じ、智識を開き、広く外人に交はり、外事に接すべし。女学校の設けあるは此がためなり。

① 「悞」は「悻」に同じ。

(4) 女子の学に入るは七歳より二十歳に至るを限とす。其の教は文学・習字・算数より、裁縫・烹飪等に至るを普通なりとす。余は図画・音楽および一切の工芸に及ぶべし。

(5) 諸般の世務は男子の為すべき所なれども、婦人も之に應ずるの才なくばあるべからず。然らずば良人の留守などに他人のため欺罔せられて家産を失ふ等の患ひあるべし。況て寡婦の一家を管するものに於てをや。婦人の学術は必ずしも男子の如く高等に至ることを要せずといへども、国律民法と算術とは一通りを知らずばあるべからず。婦人の世務に應ずること能はざる所以は、国家の法令と民間の慣例を知らざるに由れり。裁縫・烹飪等の今日に切なることは最も注意せざるべからず。世に家中経済の事まで男子に托せざることを得ざるもの多し。男子のために奴隷視せらるる所以なり。

(6) 婦人は才学男子に劣らざるものといへども、人に嫁ぎたる後は決して他人の事に関かるべからず。夫死して自ら活計を営まで叶はざるときは、故らに家中に在りて為し得べき職業を考へて従事すべし。

(7) 男女は性すでに二種なれば、事も各々専属あるべし。男子の事にして婦人も為し得べきものありといへども、此は特別の事に止りて、普通の法に非ず。若し婦人をして居室の生涯を止め、外出して世間の職務を管せしめなば、人間社会に凶禍を生ずべし。

(8) 婦人たるものは家政と幼児の教育を担当すべきは言ふまでもなく、更に識見ありて夫の善行を勧め悪事を誡め、之をして品行を完全ならしめ、或は夫の成さんと欲する所の事を助くべし。不幸にして夫死し子幼きときは、夫に代りて万事を担当し、一家を保持すべし。

(9) 婦人の子女を養育するは天性なりといへども、学習するに非れば、良法を得ること能はず。良法を得ること能はざるときは、決して才徳ある子女を出すこと能はざるものなり。

(10) 婦人の情形は人民の風俗品行に達せり。婦人の卑劣なる処は、一般の人民社会も必ず卑劣なり。婦人の善良端潔にして、聡明才智ある国は、其の人民の社会も亦必ず高尚なり。故に婦人を教ふることは、即ち人民を教ふるなり。人民の品行善良なる国は、福祥安寧ならざるはなく、品行善良ならざる国は、土崩瓦解に至らざるはなし。

人民をして善行を保せんことを欲せば、家中の教育より始むべし。家中の教育は第一に婦人の任ずる所なるゆえ、家内に良婦善母の多からんことを要するは、国中に英雄を輩出せしむるよりも急務なるものとす。

(11) 女子の操を失へるによりて生ずる所の敝害は一端に止らず。女子たるもの、一たび節操を缺くことあるときは、徒に其身を処置しかぬるのみならず、漸く世間一般の風俗を乱り、甚しきは人心敗壞して救ふべからざるに至ることあり。其禍たる、是より大なるはなし。

(12) 衆人集会の場に上席に就かんと欲し、競ひて富貴を粧ひ衆目に炫耀「①」するを務めとするものあり。斯く此の習によりて、遂に己が産を敗り、一家を失へるのみならず、罪なき財主をして許多の損失を受けしむるに至れるもの多し。斯く浮華の弊俗を成せるは、真に傷むべきの甚しきなり。

①ひかりかがやくこと。

(13) 凡そ何事となく世上の流行を趨「①」ひて奢りに心を勞するは、下輩の習慣なりと知るべし。古語にも「正人の心は珠の淵に沈めるが如く、衆人の心は瓢の水に浮べるが如し」といへることあり。世には流行につれて衣服など華美に粧ひ、人に誇り示さんとて物見遊山を事とし、果は言ふべからざる事を醸して、父兄の体面を汚し、百年の身を誤るに至るもの多し。是等はすべて奢りより生ずる弊害なれば、最も深く戒むべきものなり。

①「趨」は「趁」に同じ。追うこと。

(14) 絶世の醜女も決して自ら棄つるものならじ。必ず衣服に勞して流行を逐はんとする心あり。国色無双なるものは、人の譽むるを聞きても、甚だ悦ばず、其は自ら信ずる所にして、毫も其美を添ふること能はず。反て他人の舌頭と心裏と相反せしことを思へばなり。人情すべて斯の如くなれば、交際に於て深く慎まざればからず。

(15) 女子の性は常に狭隘なるを患ふ。穎敏の才あるものも、含容の量なく、動もすれば驕悍となり、嫉妬・媚となりて、家を破り国を亡ぼすの大害を醸すものあり。故に女子は才あるを貴ぶといへども、深く此に注意せざればからず。

(16) 女子の性質として、一たび恨むることあるときは、身を終ふるまで解くることなく、極めて瑣細なる事にも、念頭に留めて忘れず、或は一意に深く悔せしと思ひ、軽しく其身を溝壑「①」に棄つるに至るもの多し。斯く短慮なるは謂はれなき僻事たるを深く戒めずばあるべからず「②」。

①どぶやみぞ。

②原文は「あるべあるからず」に作るが、文意により「あるべからず」に改めた。

(17) 女子は概ね多言なるものなり。多言なれば妄りに他人の是非を評し、或は好で事の得失を議し、或は虚誕の言を伝ふることなどあり

て、終に讒間の患をも醸すものなり。古人も「家の禍は女子の唇吻「①」より起る」といへり。世には言語を慎まざるより、一身を夫の家に安んずること能はざるもの多し。卑賤なるもの女子に言多く、貴人の女子に言寡きを見れば、いたく省察せざるべけんや。

①ここではおしやべりの意。

(18) 少しく才気ある婦女は、動もすれば政事などを評判し、重大なることも容易に吐露するもの多し。何事に限らず、一方のみを聞き、始末を究めずして得たり貌に自慢し、或は語るべきを匿し、匿すべきを語り、利害を察せざるは、婦人の習癖なるを知り、すべて男子が用談の席などには立ち入らざるやう心懸くべし。

(19) 凡人は誰も己が為せる事を善と思ふものなれども、自己より善と思へる事に善事ふること少なし。自己には十分に善なるまじと思ひ、願ひて勉強すべし。善といひ善と思ふは、他人より名づけたる辞なり。古人の才徳を称するは、尽く人より称したるものなり。此に注意して諺にいほゆる「鼻もと思案」「猿智慧」「①」などの弊なきやうに、柔順貞固の徳を守り、他人に称誉せらるるを己が美德なりと心懸くべし。

①ともにあさはかな考えのこと。

(20) 争論罵詈の女子より発するものは、殊に醜態を現するものなり。忿怒と美麗とは両立しがたき大敵なり。忿怒の顔色は嬋媚「①」として愛すべきの美貌を壊り、忿怒の肢体は窈窕「②」として憐むべき

妙態を失ふ。之を概して之を言ふに「③」、美女にして怒気を現するものは、仙女にして悪魔の兇貌を現するが如きものとす。

①あでやかで美しいさま。

②しとやかで美しいさま。

③原文は「言ふにすれば美女に」に作るが、文意により「すれば」を削除した。

(21) 日にして正午を過ぎ、花にして爛漫を過ぎたるが如き女子か、若くは佻事によりて容色の衰へたる夫人は、常に他人を誹謗して人の好意を釣らんと欲する弊あり。斯る婦人は己が希望する所の美名を得ざるのみならず、己が少女の半世に得たる賞賛をも其の光を滅せざること能はず。

(22) 女子の挙動は安詳「①」なるべくして、軽躁なるべからず。容姿は貞静なるべくして、嬌艶なるべからず。嬌艶は淫を誨ゆるの媒介にして、無智の男子に調弄せらるるも全く此が為なり。

①落ち着いていて行儀正しいこと。

(23) 婦人は性質柔弱なるものなりといへども、他人に面会するときには、莊嚴にして侵し侮るべからざるの儀容あるべし。態度容貌ともに柔媚なるときは、他人をして貞操の婦女に非ざるを想像せしむるものなり。其人の举止を見るに、首を動し眼を斜にし、務めて媚態を作し、俳優が場に上るの状に異ならざるものあるときは、何様に清操貞烈なりとも、決して人の信用を受くること能はず。

(24) 何事にも吝嗇なるは婦女の性質なり。儉約は一家を保全するの基なれども、吝嗇の甚しきに至りては、放蕩奢侈に異なることなし。賤人の妻などは、吝嗇の害あること殊に甚し。妄りに錢貨を貪ることゆえ、人より錢貨を与へて誘へば、やがて其意に応じ、婦道を忘るるに至るもの多し。

(25) 垢穢の習慣と陋醜の胸懐とは、常に密接して其間に毛髪を容れざるものたり。極貧人にても、清潔を好み、諸物を整然装置するものあらば、其人の性質に美德を存すること疑を容れず。襤褸の衣「①」を着けて身体を不潔にするが如きは、一己の害たるのみならず、他人をして不快ならしむ無礼不敬の甚しきなり。

①ぼろぼろの衣服のこと。

(26) 婦女が酒に耽るの害は、男子に比すれば更に甚しく、貞操を破り容儀を乱ること、常に此より始まるものなり。且へ風習の子女に及ぶことも男子より大なりとす。

(27) 婦人も自ら養ひ自ら治めて品行を強固にし、自主自立の人とならざらばあるべからず。婦人の幸福も男子と均しく、一己の品行に関するものとす。蓋し婦人も思慮なくして賤工に役せらるべきものに非ず。又特に男子の逸樂に供する美貌の物に非ず。男子と同じく一個の特別に成り立たるものなり。

(28) 婦女の兄弟あるは、其の身に於て無限の幸福たり。蓋し其の未だ嫁がざる前に世間の悪評を受くることあるが如きは、必ず兄弟に頼りて弁明すべきものとす。他人の言の理あると理なきに關せず、親ら爭論するは甚だ穩ならず。但兄弟の粗暴放蕩なるものあらば、婉柔の徳もて早く過を改め善に遷るやう教誡を加ふべし。是は男子の及ばざる所あるものとす。

(29) 婦人の徳は善惡とも大に男子を感化し、男子一生の命運を造り成すものたり。男子は頭腦の力あること婦人に愈り、婦人は丹心〔①〕の力あること男子に勝れたり。頭腦は管理統治するを能くすといへども、感動轉化の功は丹心の力に如かじ。故に婦人の性質卑下なるものは、其夫を引きて下流に趨かしめ、性質高尚なるものは、其夫を掲げて高处に上らしむ。故に絶好の婦人は絶好の男子を造るものなり。

① まごころのこと。

(30) 婦人は感覺の鋭敏なる、憐察の活発なること男子に勝れたり。中にも他人を待するに、大手段あるは男子の及ばざる所あり。常に執拗にして、虚置し難き人を統括することを得るものとす。

(31) 婦人は災禍不幸に逢へる人の天使と称せられたり。蓋し弱き人を助け、零落せる人を起こし、痛苦艱難の人を慰撫して、暫くも間断なければなり。病院に病人を救助するが如きは、首として婦人の事に属せり。

(32) 信実の徳義と婦人とは、親友の間に光輝あること少なく、讐敵の間に最も大なりとす。故に讐敵といへども、婦人に対して善慈ならざるものは、心志狹隘にして、徳義の味を知らず、徒に目前の快意のみを事とし、天賦真正の心意を使用して、万事を処置するに、文雅風流を以てすることを知らざるの賤夫たるに過ぎず。

(33) 婦人の斯世に在るは日月衆星の世界を照すが如く、人の心思をして光輝を生じ、且つ快活ならしむるものなり。若し斯世をして婦人なからしめば、一年三百六十五日、一日二十四時の間に於て、争闘殺傷は人間交際の重器となり、詐欺暴虐は邦国必要の機関となり、人生は艱難辛苦に間断なく、娯樂の何物たるを知らず、奴隸の如くに生れ、又奴隸の如くに死すべきのみ。

(34) 男女親愛の情をして清潔高尚にして自ら私することなき心に発せしめば、是によりて徳行も顕はれ出で、美俗を成すべきに至らんと必せり。苟くも愛情に由て徳美を保ち、私欲を忘れなば、何の不可なることかあらん。尊敬欣慕する心より発する親愛の情は、品行を高潔にするの功用あり。又人をして私欲の奴隸たることを免れしむるの功用あるものとす。真正の愛と久続して已まざるとの愛は、敬重の心に根ざして出づるものなり。蓋し人は誰れにても他人を愛するの心の生ずる、必ず感歎敬重する所あるに由るなるべし。決して其悪を愛するの理なし。

右論女徳 凡三十四章

①衣縫金継きぬぬいの女むすめ「①」は本は右京の人にして、河内の志紀郡に居れり。生れて十二歳になりしとき父を喪うしなひ、泣なて血を流すほどに至り、其後も、父の墓側に住し、且夕哀慟しけるを、路人も感賞せざるはなかりけり。此郡の境内に恵賀といへる一河あり。冬日は人の之を渉るもの甚だ苦くるみたりしかば、母と共に雑材を買ひ、仮橋を造りて往来に便せんとし、十五年の久しきを経て、更に怠ることなし。母年八十二にして終りしに、哭して声を絶たざりしとなむ。承和八年（八四二）に、勅して三階に叙し、田祖を免じて、身を終へしめ、門閭に旌表せり「②」。

①本伝承は土屋弘『修身 人之基』（明治七）、白川幸『本朝形史列女伝』（明治一二）、上野理一『皇朝女子立志編』（明治一六）などに取り上げられている。

②門に旗を立てて顕彰すること。

②福依売ふくいめ「①」は薩摩国の賤民の女なり。其家は素より貧しきが上に、父母とも老いて、且つ常に病に臥したりしが、福依売は形衰へ身悴こるるを顧みず、人に雇はれ僅わずかの物を得て、父母を養ひ菓を求め与へて事つかふること二十年に及びり。殊に其の身は卑賤なりといへども、父母を敬うやまひもてなして、仮りにもおろそかなる挙動なかりしかば、人みな其の孝徳を称しける。此事、国司にも聞き及びければ、終つひに朝に奏聞して、やがて位三級を賜はり、門に孝子の表をさへ掲げられて「②」、家栄えたりとなむ。文徳天皇（在位八五〇〜八五八）の時ときの事なり。

①本伝承は菊池容齋著『前賢故実』（明治元）、土屋弘『修身 人之基』（明治七）、堀重修編『新撰列女傳』（明治八）、小島玄寿編『日本列女伝』明治一一）、内田尚長『女子孝節談』（明治一二）、上野理一著『皇朝女子立志編』（明治一六）、西村茂樹編『婦女鑑』（明治二〇）など、多数の書に取り上げられている。

②前条の注②の「門閭に旌表せり」に同じ。

③嘉永二年（一八四九）の事なりしが、摂州大坂松屋町に富女「①」といふものあり。兄を仁三郎とて十五才なるに、五才と三才の弟ありて、父は去年病死しければ、母一人にて紙をあきなひ生業とせり。ある夜、盗ども三人にて刀を抜きたるまま戸を蹴け放はなして外より入らんとするを、母は早くも聞きつけて幼子を懐にして裏口より遁れ去りたり。仁三郎も続つづいて出いでんとするを、盗ども引き捕へ「金はいづくにありや」と責むるに、「吾は此家の召仕なれば知らず」といふを、「いはずんばかくせん」とて刀の背もて二つ三つ撃ちおとりたれば、富女は僅わずか八歳なりしが、驚き悲しみて親しき人々より年玉などいふ事にて贈られし玉銀など入れ置きたるを持ち出し、弟をば後に囲ひて白刃の下に走りより、「金ほしくばこれを参らせん。兄上を許し給へ。若し許す事ならずば、其の代りに我を殺してよ」といふに、さしもの盗ども顔見合はせて「世にもやさしき幼子もあるものかな。いかに許して取らせずや」とて、其の儘ままに立ち去りぬ。是年、政府にて一人の盗を捕へて、犯せる罪を鞠くし「②」けるに、此事を語り出でければ、富女を召して始終を問ひ正して、幼きとして白刃を懼れず、弟を護り兄を傷つけさせじとせし友愛の情、いかに神妙なり

とて白銀若干を下し賜ひたり。其の事四方に隠れなかりしかば、大坂にて富有の聞えある炭屋某といふもの、もらひ請ひて己が子となせしとぞ。凡世の子弟たるもの、此心なくばあるべからず。

①本伝承は疋田尚昌『本朝列女伝』(明治八年)、小島玄寿編『日本列女伝』

(明治一一)、西村茂樹編『婦女鑑』(明治二〇)、岸具瞻・直江三吉『尋常小学修身科教授書』(明治二二)、石井了一・石井福太郎『尋常小学修身教授案』(明治二三)、篠田正作『女子立志美談 家庭教育』(明治二四)、齋藤晋春『智慧のかがみ 少年教育』(明治二四)など、多数の書に取り上げられている。なお本条は『本朝列女伝』の記述とほぼ一致する。

②取り調べること。

④紫式部「①」は式部丞藤原為時の女にして、右衛門権佐藤原宣孝の妻なり。幼きときより才美の人に勝れたる所あり。人の書を読むを聞くごとに直に諳記したりしが、成長の後に及びて、和歌を能くし、博く和漢の旧記に涉り、兼て朝廷の典故に通じ、最も国史に明なりければ、時人呼て日本紀の局と称せられぬ。嘗て『源氏物語』五十四帖を著せり。天性順淑にして才に矜らず、慎密にして身を守り、宣孝が卒して後は再び改め嫁がず。僅に一女と共に家に居り、書を読みて自ら娛めり。藤原皇后 文詞「②」を好みたまひ、屢しば式部を召されたり。皇后の読書は多くは式部が授け奉つる所なりとぞ。

①本伝承は上野理一『皇朝女子立志編』(明治一六)、林正躬『大東列女伝』(明治一七年)などで取り上げられている。

②詩文のこと。

⑤藤原太后仲子は権大納言兼綱卿の女にして、後円融天皇(在位一三七一〜一三八二)の御母なり。太后病床におはして日を累ね、既に危く見えけるととき、公卿大臣共に奏し請て、幣を諸社に奉つり、国内の罪人を放たんといふに、大后聞こしめし、我が一人の命を救はんがため、公費を厭はず、政事を紊りたらんには、縦ひ神仏の擁護によりて、命を延べ得るとも、本意に非ずとて、終に肯はざりしとなむ。

⑥天正年間(一五七三〜一五九二)、各处に戦争あり。盜賊横行するときに当り、一婦人あり。夫の従軍せし後に独り家を守り居たりしが、強賊一人その虚に乗じ、垣を越て入り来り、戸隙より家内を窺ひしに、婦人は之を知らず、爐辺に坐し、豆を煮て居たりしが、須臾にして豆の煮たるや否やを試みんとて、五六粒を鍋蓋の上に取り出し、指もて之を圧し、未だ熟せずといひて再び鍋中に入れたりしを、賊見て大に感嘆し、尋常の婦人なれば、摘み出して直に口に入るべきに、暗昧の地「①」に在りて品行を壊らざるは、平生心志の端正なるものならんとて、遂に去りたりしとぞ。

①ここでは誰も見ていない所の意か。

⑦唐の太宗「①」(在位六二六〜六四九)の文徳皇后長孫氏は隋の左驍衛將軍長孫晟の女なり。幼きときより図伝を好み、古人の善悪を視て自ら鑒み、礼法を尚べり。天性節素にして服御に飾りを要せず。

帝の事を行ふに内助あること多し。后が兄の無忌は帝が布衣の交りにて、佐命の元勳「②」たりければ、帝引て政を輔けしめんとす。后固く諫むれども聴かれず。因て無忌に諭して牢く護らしめたりとぞ。臨終の時に、太子請て大赦して災を赦はんといふに、福を修して延ばすべくば、吾は悪を為さじ。善を為して効なからんには、我なほ何をか求めんとて、遂に許さざりしとなむ。后嘗て古昔婦人の事を采り『女則』十篇を著せり。後の人ども之を伝称せり。

①原文は「大」に作るが「太」に改めた。また、本伝承は『旧唐書』后妃伝に基づく。

②建国の大業を助けた臣下のこと。

⑧明の太祖（在位一三六八〜一三九八）の後馬氏は幼きときより孝慈の心深く、貞静端一にして、且つ聰明なること人の意表に出で、殊に『詩』『書』をも好みて文学に長じたり。嘗て元の世祖の後が故き弓弦を煮たること「①」を聞き、人をして之を練らしめ、衾綱「②」を織りて孤子老人などに恵み、常に衣装の余帛を集めて巾褌「③」などを製し、世の為に物を惜み妄りに天物を暴ふは古人の深戒なりとて、聊の荒類「④」にても悉く取り聚めて、親ら織り、諸王妃公主などに賜ひて、「富貴の中に生長する者は蠶桑の容易ならざること知らでかなはぬことなり。此荒類「⑤」は些少の物なれど、百姓の身分に取りては容易く得がたきものゆえ、斯く親ら織りて汝等に示すなり」とて、厚く教誨を加へられたり。常に洗濯したる衣服を著けて、侈麗を好まず、衾綱の弊るるをも従ひて補綴し、妄りに取易へざりしとなむ。

①本伝承は『明史』后妃伝に基づく。

②かけぶんとしきぶとん。

③ふきんとしきもの。

④「ふるいとくず」のルビは岡本による。

⑤原文は「荒類」に作るが「荒類」に改めた。

⑨土佐守山田猪右衛門一豊「①」、はじめて織田信長に事へたりしとき、東国第一の駿馬なりとて、一疋の良馬を安土の城下に牽き来れるものあり。織田家の諸士ども、之を見るに真に無双の馬なれども、価甚だ貴しとて求むるものなければ、空しく牽き帰らんとす。一豊は心に此の馬を得まく欲せしかども、如何すべからず。家に帰り妻に向ひて「身の貧しきは真に嘆ずべきなり。某も奉公の初めに斯る駿馬に乗り、御前に出づべきものを」といはれるを、妻聞て「価は幾個にて候ふや」と問ふ。「黄金十両といひつれ」と答ふ。妻「そればかりにて候ふか。左ほどに欲しく思ひたまはんには、速に求めたまへかし。其料をば妾が進らすべし」とて、金を鏡奩「②」の底より取り出して一豊の前に置きぬ。一豊大に驚き「年ごろ身貧くて艱苦の事のみ多かりしに、此の金あるを知らせたまはず。今此の馬を買ひ得んとは意外なりき」と且つ喜び且つ恨む。妻「さればにて候ふ。尊論は固より当然なれども、此金は妾が此の家に来りし時、父の此の鏡の下に入れ置かれて、尋常の事に用いず、夫の一大事とあらん時に進らすべしと戒められたるものなり。家の貧窶は世の常なれば、耐忍しても過ぎぬべし。今京都にて馬を聞せらるべしと承りぬ。是は実に天下の大事にて、君も亦出仕の初めなれば、良

馬を従へて謁見せられんことを欲するなり」といふにぞ。一豊大に悦びて直に其馬を買はれる。未だ幾くならずして、馬を京に閲せしにより、一豊その馬に乗りて出たりければ、信長大に驚き「無双の良馬なり」とて其由を聞き、「東国第一の名馬にして、遙に我が領内に来りして、空しく還さんは歎ずべきことなり。一豊は久しく浪士たれば、家も定めて貧しかりつらん、今之を求め得たるは、信長が耻ぢを雪ぎたるのみならず、武士の用心も是に過ぎたるものあるべからず」とて、直に五百石を加増せられたり。其後石田三成の徳川氏を亡ぼさんとて兵を起せしときにも、夫人より書もて笠の綱とし使を馳せて一豊に告げければ、一豊は之を解かずして家康公に献じたりとぞ。後に土佐国二十四万石の領主となれり。是も夫人が勤儉にして一豊の爲めに裨補する所の多きに由れりとぞ。

①本伝承は白川幸『本朝形史列女伝』（明治一二）、上野理一『皇朝女子立志編』（明治一六）、阿部弘藏『修身説話』（明治二〇）、岸具瞻・直江三吉『尋常小学修身科教授書』（明治二二）、遠藤角作『教育児談』（明治二三）、松永乙一『小学少年教育美談』（明治二四）など、多数の書に取り上げられている。

②鏡を入れる箱のこと。

⑩長門国萩の藩士某氏の女に某「①」といふものあり。顔色黒醜なること世に稀なるほどなりければ、年長ずれども誰も娶らんといふものなし。父兄憫みて世に媒介するものあらば、如何なる賤夫「②」なりとも許嫁せしめんと思ひしに、女は自ら配耦を撰び、妄りに人に嫁ぐことを好まず。縁談あることに「妾は瀧鶴臺先生の如き人を

得て夫とせんものを」と語られたり。鶴臺は世に名高き名儒なりしかば、人みな此女が分に過ぎたる望みを抱けることを笑ひ譏らざるものなかりけり。鶴臺いつか之を聞き、「此の女が我を撰び我が如くなるものに嫁がんといふは、殆んど我を知るものなり。必ず善く我が家を治めん」とて、遂に娶りて妻とせり。此女すでに瀧氏の家に嫁ぎてより、夫に事ふること柔順に、且つ能く内事を治めしかば、鶴臺も大に之を愛して事ごとに妻と謀れり。婦の見識も甚だ高くして、尋常の女に似ず。鶴臺が来客と語るときは、常に屏風の後に在りて之を聴き、談話の国政に及ぶことなどあるとき、後に之を諫め止めたり。こは其国の忌憚に触れんことあるを恐るればなり。斯くて数年を経たりしが、ある日、事を為せる間に一個の赤き糸を巻きつけたる小さき手鞠の如きもの婦袖より墜ちたり。鶴臺恢みて問ひければ「妾は愚昧なるものゆえ、平日事を行ふに過ちなきこと能はず。其の過ちを寡くせんとして、赤白二色の糸団を製し、恒に袖の中に入れ置き、悪念の起ることあれば赤糸を添へ結び、善念あれば白糸を添へ結びけり。然るに一二年の際は赤糸のみ益ます大にして、白糸は多きを加へざりしが、痛く自ら省察して、克治「③」しければ、今となりては漸く赤白二団の大き相同じきに至りぬ。されども是は全く良人の善行に見習ひしゆえんならん。羞づらくは未だ白団の赤団よりも大なるに至らざることを」と。言ひ畢りて、一白糸を巻き付けたる物を袖中より出して之を示されけるにぞ。鶴臺も大に感じ、己も亦愈いよ其徳を修めたりける。

①本伝承は内田尚長『女子孝節談』（明治一二）、千河貫一『日本立志編』（明治一五）、石井音五郎・石井福太郎『尋常小学修身口授教案』（明治

二〇）、松永乙一『小学少年教育美談』（明治二四）などに取り上げられている。

②原文は「賤夫になり」に作るが「賤夫なり」に改めた。

③欲望に打ち勝ち心を正しくすること。

⑪周の召南の申女は申人の女なり「①」。鄭といふ処の人にいひなづけしたりしが、男の許より娶るべき礼を備へずして「②」既に迎へんとしければ、女ある人に向ひて「夫婦の道は人倫の始めなり。されば其礼なども正すべき事なりかし。古人も其本を正すときは、万のもの治るとかや。之を毛ほども誤りても、ゆくすえ千里の違ひあり。今礼を軽くして制違へり。吾は行きやらじ」といひければ、男憤りて官衙に訴へ獄に下だしまくしかど、女節を守り必死して行かざりけり。かく無礼の求めをたち、邪欲の行を防げる志、いとやさしく侍べるにや。

①本伝承は『列女伝』卷三貞順に基づく。

②原文は「し」字を欠く。文意により補った。

⑫支那姫 周の宣姜后は宣王の后にして齊侯「①」の女なり「②」。天性賢明にして一言一行も礼度を失することなかりけり。宣王嘗て美人を愛したに、早く寝に就き朝に遅く起きて朝政を聞きたまはず。心ある諸臣ども、大に驚き斯くては向後如何ならんと私語せられたり。姜后深く歎き御髪を飾を脱ぎすてて縞衣「③」を服し、自ら囚人となりて永巷に下りたまふ。永巷とは宮人を罪なふ所なり。斯くて侍女を王の許に遣り、「陛下ちかごろ一向に礼義を捨てて色に荒み酒

を楽みたまへり。世の乱は是より起り候はん。陛下が行ひの悪きも善きも左右に侍べる女の行ひに由ることにて候ふ。妾が罪たる軽からず。速に刑に処せられかし」と申させけるに、王聞て大に驚き「是は朕が過なり。後の罪に在らず。朕今より行ひを改むべし」とて、急に后を永巷より扶け出だし、故の位に復しけり。夫よりは王も夙に起き晩く入り、朝政を勤め行はれるにぞ。周室中興の君となられる。

①原文は「齊侯」に作るが「齊侯」に改めた。

②本伝承は『列女伝』卷二賢明に基づく。

③白絹の着物。周の時代は賤しい女性の服。

⑬周の宿瘤「①」女は齊国の東郭に住める鄙賤の女にして、性氏を詳にせず「②」。項に大なる瘤あるにより、人呼びて宿瘤となんいはれけり。齊の閔王出でて東郭に遊びしとき、百姓尽く集ひ来りて儀衛「③」を望観せしに、此の女のみは余念なく桑を採りてありければ、閔王いと怪しみ、人を遣り「寡人出遊して車騎はなはだ衆ければ、老弱男女みな業を棄てて此に聚まるに、汝が桑を採りて顧みざるは何故ぞや」と問はせけるに、宿瘤とりあへず「妾は父母の命を受けて桑を採るのみ。大王を觀よとの命を聴かず。故に其言を慎み守り侍るなり」と答へぬ。閔王聞て感賞し、「汝は実に奇女なり。惜むらくは汝が面に大瘤あり。甚だ醜きを」といへば、宿瘤女子は「心性の美しきを貴ぶのみ。妾が項の大瘤は何の妨か候はん」といふ。王聞て益ます喜び、「直に後乗に乗りて宮中に来られよ」と命じければ、宿瘤拝謝し「父母の教を受けずして往くは淫奔の女なり。斯

るものを何に用いたまふべきや」といふ。王大に慙ぢ「寡人は甚だ倉卒なり。改めて汝を召すべし」とて、宮に帰り新に使者を遣り、札を厚くして後宮に迎へ立てて后とせられけり。後に宿瘤屢しば王を補翼して大に内助の功ありしかば、隣国その徳に服し、国勢日に強く、遂に三晋を侵し、秦楚をも懼れしめたりしが、宿瘤の死するに及びて、遂に燕のために屠られたりき。

①こぶのこと。

②本伝承は『列女伝』卷六弁通に基づく。

③ここでは天子を護衛するさま。

⑭齊国の賢相晏嬰が家に事へたる御者あり「①」。其の妻は頗る器量あるものなりけり。ある日晏嬰他出せんとせしとき、門内より竊に夫の挙動を窺ひしに、晏嬰が馬車の側に立ち、手に大蓋を捧げて駟馬に策ち、意気揚々として甚だ自得の状ありければ、夫の家に帰るを待ちて離婚を求め、「今日に至り始めて君が心の卑劣なるを知りぬ」といふ。夫驚きて其の故を問ふに「晏子は身の丈七尺に足らざれども齊国の宰相となり、威名を諸侯に頭はし、人みな其の徳を慕へり。妾つらつら晏子の状貌を窺ふに志気恟々②」として思ひ深く、常に人に下れり。子は八尺に余りながら、反りて彼が僕御となり、更に耻づる気色なく、さも満足したる状あり。斯る心の卑しき人と生涯を共にせんは歎かほしきことなるゆえ、今より離別を願ふなり」と答へければ、夫大に赤面して深く過を謝し、自身を責め、其後は何事をも人に謙りて少しも驕らず、常に足らざるが如くにぞなられける。晏嬰その挙止の前日に変りたるを怪みて子細を問ふに、具

さに妻の規諫を得たりしことを述べられければ、大に其善に遷るの速なるを嘉し、其君景公に申し、諸を大夫の職に擢で、其妻を賞して命婦としたりけるとぞ。

①本伝承は『列女伝』卷二賢明に基づく。

②気を配って慎むさま。

⑮後漢の楽羊子が妻「①」は姓氏を知らず。嘗て羊子を諫めて遠方の良師に従ひて学問せしめたりしが、羊子一年を歴て帰り来るゆえ、妻その意を問へば、「久しく遊学して故郷を思ふの心に堪へず。故に帰るなり」といふ。妻聞て直に刀を手に取り、織機の側に立ち、「そも此織物は蚕の繭より生じ、機杼②の功によりて成れり。僅に一条の糸縷を累ねて一寸より一尺に至り、織ること怠らずして、終に一丈一匹に至れるなり。然るに今此の刀もて截ち断りなば、是までの功勞を棄てて徒らに時月を費さんのみ。今君は勤学勉強して日に其の知らざる所を知り、遂に盛徳を成就せんと願ふに非ずや。さるを中道にして其の業を擲ち故郷を思ふて帰りたまふは、妾が此の機織を截るに均し。言ふ甲斐なきことに候はずや」と。心つよくも諫め励ましければ、羊子聞て大に感奮し、速に師の許に還りて卒業を期し、遂に七年を過ぐるまで暇らざることになりぬ。妻甚だ悦び常に躬から勤苦して一人の姑を養ひ、時々衣服など製して遠く夫の許に遣りけり。ある日隣家の鶏の誤りて我が園中に飛び入りしを、姑盗み殺して食はんとしければ、妻大に歎き死難に向ひ默然として泣き居けり。姑その状を恢み「何故にや」と問ふに、涙を推し拭ひ「家貧しくして侍養を尽し難く、他人の肉を取りて食用に充つるに

至りぬ」といひければ、姑その廉正なる心に慙ぢ、直に其肉を棄てけるとぞ。

①本伝承は『後漢書』列女伝に基づく。
②機織りの仕事をさす。

⑯出羽国庄内に鈴木宇衛門「①」といへるものあり。天明八年（一七八八）に陸奥飢饉し、死するもの甚だ多く、未だ死に至らざるものは四方に走りて食を求めたりしが、庄内は隣国なるを以て飢人の食を乞ふもの殊に多く、食を与へざるものは忽ち餓死するによりて、人々みな力を尽くして救ひし中にも、宇右衛門は田畠までも売り払ひて、力のあらん限りに救はれたり。夫の心かくの如くなれば、其妻も同じく衣類・手道具の類まで売り尽くし、僅に新衣二枚のみ遣せしばかりなりしが、一日此衣をも鬻ぎて其費に充てんと謀るを、宇右衛門聞て「婦人は衣服を愛するに、それさへ売りて人を救はんとするは殊勝なれども、他に出づるには別衣なくてはかなはざることなり。先づ思ひ止まりてよ」といふに、妻答て「さればこそ此衣をも売らんとは心付きたるなれ。別衣あれば他に出づる心も起らん。他に出づる心あれば櫛も簪も残し置かではかなはじ。今別衣を売りて他に出づる心なくば、櫛簪も無用の物たらん。是をも売払はんには、余多の人を救ふべきなり」とて、終に残りなく売りて飢人に施せり。かくて明春の初に至り、ある十一二歳ばかりなる女子の飢疲れて門に立ち食を乞へるものあるを見たり。其日は風雪烈しく衣服を重襲したる身すら堪ゆべくもあらぬに、女子が綻び裂けたる単衣のみ身に纏ひて凍へ居を見ければ、妻は今年十二歳なる一人の娘を

呼び「御身は綿衣二枚を重ねて暖に侍べり。彼は余り不便ならずや。年も同じ程なれば、衣の丈も恰好なるべし。あまり寒からずば一枚を脱ぎて彼に取らせまじきや」といふに、女子快く得心して上に着けたる好衣を脱ぎて直に与へたり。夫婦とも涙を流して喜び感じ、遠近の人ども相伝へて称賛しけるとなむ。

①本伝承は木戸麟『修身説約』（明治一一）、松平道温『本朝列女伝』（明治一二）、松園忠雄『勅語例話』（明治二六）などに取り上げられている。

⑰下野国那須郡火鎗村に農夫源五郎といふものあり。其母をせんといふ。せんは天性慈仁なるものにて、近村の貧人に金銭を貸し、又は与へて助けたること屢次に及びたりしが、多年を経るに随ひ、其の數漸く積もり殊に凶年相續して借りたる金を返さざるもの多かりしほどに、「斯くては子孫に至りて互に不和を生ずるの基とならん」とて、尽く証書を焼きて棄てたり。天明三年（一七八三）は五穀の実り殊に悪かりしかば、利子を省き金を貸して其の難を救ひ、又貧者の女を我家に養ひ、成長を待て人に嫁がしめ、或は馬を飼ひ置きて人に与へしことなど多し。領主聞て其志を嘉し、四年の十二月に金を与へて之を賞し、老を養ふためにとて、当時農民に禁ぜられたる絹服を着たることを赦されしとなむ。

※本訳注は日本学術振興会科学研究費・基盤研究(B)（一般）「泊園書院を中心とする日本漢学の研究アーカイブ構築」（研究代表者・吾妻重二…課題番号 18H0061）の成果の一部である。